

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

平成 29 年 1 月 31 日

岩手県立高田病院長 田畑 潔

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け

### (2) 貸付場所及び面積

別紙「貸付物件一覧表」のとおりとする。

### (3) 貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ない際は自動的に 1 年間延長されるものとし、平成 32 年 3 月 31 日まで同様とする。

### (4) 入札方法

(1) の件名の年額により物件ごとに入札に付する。

なお、種別が建物である物件の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

### (5) 落札者の決定方法

県があらかじめ公表した最低貸付価格以上の金額で入札した者のうち、最高の金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (6) 特記事項

当院は平成 30 年 2 月に新病院が完成予定であるが、工事の進捗状況により、貸付期間が短縮されることがあり得る。また、移転時や新病院開院後の対応については、岩手県と落札者が双方協議の上で決定する必要があること。

## 2 入札参加者資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者又はいずれかに該当した者であって、その事実があった後 2 年を経過した者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、

- 若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 法人にあっては岩手県内に本店を有すること。個人にあっては岩手県内に住所を有し、かつ、岩手県内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理、運営する 2 年以上の実績を有していること。
- (7) 岩手県税を滞納していないこと。
- (8) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (9) 下記 6 により、あらかじめ入札の参加申込をした者であること。

### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒029-2206 岩手県陸前高田市米崎町字野沢 34 番地 1

岩手県立高田病院 事務局管財担当

電話 0192-54-3221（内線：401）

e-mail：[r.takada@pref.iwate.jp](mailto:r.takada@pref.iwate.jp)

また、岩手県立高田病院ホームページから入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成 29 年 1 月 31 日から平成 29 年 2 月 8 日までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで(1)の場所で交付する。

### 4 現地説明会

別紙貸付物件一覧に記載の日時に、県立大船渡病院中会議室にて実施することから、参加を希望する場合は 3（1）に示した入札説明書の交付場所及び問い合わせ先まで連絡すること。

なお、現地説明会への参加希望者がいない場合は実施しない。

また、高田病院の現地確認については、大船渡病院での現地説明会が終了後、高田病院へ移動して行うものとする。

## 5 質問書及び回答

### (1) 受付期間

平成 29 年 1 月 31 日から平成 29 年 2 月 15 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

### (2) 提出方法

上記 3 (1) に示した入札説明書の交付場所及び問い合わせ先に質問書（入札説明書により別途定める様式）を郵送又は持参もしくは電子メール等にて行うこと。

### (3) 質問者への回答

質問者に対し、電子メール等により個別に回答する。

## 6 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札説明書により別途定める必要書類を添付した条件付一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

### (1) 提出場所

上記 3 (1) に示した入札説明書の交付場所及び問い合わせ先に同じ。

### (2) 提出期限

平成 29 年 2 月 15 日

### (3) 提出方法

上記の期日の午後 4 時 30 分までに、必要な書類を提出場所に郵送又は持参すること。

## 7 入札の日時及び場所等

### (1) 入札の日時及び場所

別紙「貸付物件一覧表」のとおりとする。

### (2) その他

郵便による入札は認めない。

## 8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、物件ごとに入札日当日（入札執行前）に入札しようとする金額の 100 分の 3 以上の額を納めるものとする。

## 9 入札の無効

上記 2 に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書により別途定める条件に違反した入札は、無効とする。

## 10 契約書の作成の要否

要

## 11 その他

詳細は入札説明書による。